

## 第1回 日野市子どもの貧困対策協議会 議事録

- 開催日時 : 平成28年7月14日(木) 午後6時00分～午後7時50分
- 開催場所 : 本庁 4階 庁議室
- 参加委員 : 阿部、福田、木村、中間、本村、古谷、今井、小黒、  
高橋、小林、大島、古川、小塩、岡野、記野、赤久保(敬称略)
- 欠席委員 : なし
- 事務局 : 青木、中川、大野

### 1. 次第内容

- (1) 市長挨拶
- (2) 委員紹介
- (3) 会長・副会長の選出について
  - ・会長、副会長の決定
  - ・会長、副会長挨拶
- (4) 協議会の役割について
- (5) 日野市の子どもの貧困対策の考え方について
- (6) 今までの経過及び今後のスケジュール等について
- (7) 各課の「子どもの貧困対策」につながる事業について
- (8) 意見交換
- (9) その他

### 2. 資料

- (1) 資料1. 日野市子どもの貧困対策協議会設置要綱
- (2) 資料2. 日野市の子どもの貧困対策の考え方
- (3) 資料3. 今までの経過及び今後のスケジュール等について
- (4) 資料4. 各課の「子どもの貧困対策」につながる事業について
- (5) 資料5. 日野市子どもの貧困対策協議会 委員名簿
- (6) 資料6. 日野市子どもの貧困対策庁内連絡会 委員名簿
- (7) 追加資料1: 子どもの貧困対策の推進に関する法律
- (8) 追加資料2: 生活困窮者自立支援法

### 3. 議事

青木: それでは、定刻になりましたので、ただいまより、第1回日野市子どもの貧困対策協議会を開催いたします。本日は、大変ご多用のところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。私、本日の進行役を務めさせていただきます、セーフテ

ィネットコールセンター長の青木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

各委員：よろしくお願いいたします。

青 木：はじめに、お手元の配布物の確認をさせていただきます。次第と資料等でございます。

まず次第。

次に資料1．日野市子どもの貧困対策協議会設置要綱、A4の両面刷りでございます。

続きまして、資料2．日野市の子どもの貧困対策の考え方

続きまして、資料3．今までの経過及び今後のスケジュール等について、A4の両面刷りでございます。

続きまして、資料4．各課の子どもの貧困対策につながる事業について、A4横の表の資料でございます。

続きまして、名簿が2つ続きますけども、資料5．日野市子どもの貧困対策協議会委員名簿でございます。

同じく名簿ですが、資料6．日野市子どもの貧困対策庁内連絡会委員名簿でございます。

次に、追加資料1として、子どもの貧困対策の推進に関する法律、法律の全文でございます。

同じく、追加資料2、生活困窮者自立支援法、法律の全文でございます。

最後に、子ども食堂のPRのチラシ、カラー刷りのチラシでございます。

配布漏れ等はございませんでしょうか。

はい、続きまして本日の欠席者はございません。古谷委員、今井委員につきましては遅れる旨の連絡をいただいております。続きまして委嘱状の交付ですが、時間の都合により机上交付とさせていただきます。ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。まず次第の1、「市長挨拶」大坪市長よりご挨拶申し上げます。市長、よろしくお願いいたします。

市 長：皆さま、こんばんは。

各委員：こんばんは。

市 長：市長の大坪冬彦でございます。本日は、今にも雨が降りそうですけども、こんな天気の中、大変お忙しい中、第1回日野市子どもの貧困対策協議会にお集まりい

ただきまして、誠にありがとうございます。

皆さまもご存じのとおり、18歳未満の子どもの貧困率は、16.3%、6人に1人が貧困であると言われていました。とりわけ働いているひとり親世帯の相対的貧困率は、54.6%、OECD諸国の中でも最も悪い群に属していると言われていました。そういう現実に対し、資料にありましたように、国も平成26年1月には子どもの貧困対策の推進に関する法律を施行し、そして平成27年4月には生活困窮者自立支援法を施行、また国会議員は超党派で子どもの貧困に対する議員連盟を作るという動きもあります。国や政府ではそういう動きがあります。

では日野市はどうかということが問題になるかと思えます。先ほどの資料にもありましたように、日野市の生活保護は、1,784世帯、保護率は1.29%となっています。年々増えていっております。また児童扶養手当の受給者数は約1,100世帯、こちらはほぼ横這いです。就学援助は、小学生は約13%、中学生の約18%が受給しているかと思えます。こういう指標はありますが、これだけで日野市の貧困実態がどうなっているかはわかりません。調べたこともありません。

今年の2月、毎日新聞に山形大学の戸室健作さんという、准教授が生活保護基準に照らして、子どもの貧困率を調査したところ、この20年で倍増しているという記事が載りました。この戸室さんの論文を読ませていただきました。東京都の子供の貧困率はこの生活保護基準に照らせば10.3%で、全体の貧困率は16.8%。そして生活保護の捕捉率が19.7%。約20%が捕捉されています。ということは生活保護を受給される資格がある方、8割は受給していないということになります。戸室さんのこの貧困率、生活保護基準で行っている、これをそのまま日野市に当てはめた場合、日野市の生活保護世帯、1,784世帯ですが、東京都の率を使えば、13,000世帯が生活保護を受給するということになってしまいます。でも実態は1,784世帯。では、どうなっているのかということ、どうしても、東京都全体ではなく、日野市で、その状態、貧困の状態を調査しなくてはならないと思っております。今までこのような調査は、1回も行ったことはありません。日野市市議会でも、いろいろな議員さんから子どもの貧困の問題についての質問をいただいております。その中でたとえば、高校生への奨学金をもっと支給すべきではないかとか、就学援助について、もう少し金額を増やすべきではないか、項目を増やすべきではないかということも言われております。ただそのことに対して、個別に、それぞれバラバラに、対応するというのではなくて、しっかりとした日野市の実態調査を行って、そのエビデンスに基づ

いて総合的に貧困対策を行っていかねばならないと思っております。それがまず、この貧困対策協議会を立ち上げた第1の目的であります。また、子どもの貧困がなぜ問題なのか、憲法25条の生存権の問題でありますし、子どもの権利条約、そして子どもの権利憲章など、人権の問題として、当然、解決しなければならぬというわけでありまして。

ただ、それだけではなく、それに加えて、経済的な問題の一つとして考えていきたいと思っております。日本財団が、民間の研究機関と一緒に行った調査では、今の子どもの貧困の状態を放置すれば、日本全体で将来の経済的損失は約50兆円。そして社会保障などの国の財政負担も20兆円増えていくということで、まさに深刻な経済問題であります。当然それは日野市の問題にも係わってくるわけでありまして。国が経済対策をしっかり行って、税収が増える、それが日野市の税収や日野の財政にもプラスになってくる、そういう観点からもこの貧困問題には取り組んでいかなければならないと思っております。それがこの対策協議会を立ち上げた2つ目の理由でございます。

皆さまにおかれましては、今申し上げたことを踏まえて、貧困の実態調査を踏まえたエビデンスに基づいて貧困対策に係わる基本的な方針を策定するということがお願いしたいと思っております。その基本方針に基づいて、福祉、教育、そしてまちづくり、税、あらゆる分野で可能な施策を立ち上げて、実施をしていきたいと思っております。もちろん、市の財政には限界があります。23区のような財政体力はありません。しかしながらできる施策はあると思っておりますので、その対策をなんとかやっていきたい、そのために皆さまのご理解とご支援とご協力を賜りたいと思っております。そのことをお願い申し上げて、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。ぜひともよろしくご意見をいたします。

青 木：ありがとうございます。

続きまして、次第の2、「委員紹介」でございます。日野市子どもの貧困対策協議会委員として、委嘱、任命されました皆様から自己紹介をしていただきたいと思います。大変申し訳ございませんが、時間の都合により、所属とお名前をお願いいたします。それでは、福田委員より時計回りでお願いいたします。

福 田：この資料の2となっておりますけれども、明星大学人文学部の教授をしております福田憲明と申します。よろしくご意見をいたします。

中 間：こんばんは。

各委員：こんばんは。

中 間：富士町に住んでいます、中間と申します。初めての新鋭の参加ですので、よろしくお願ひいたします。

小 黒：民生児童委員をしています、小黒と申します。よろしくお願ひいたします。

高 橋：日野市立大坂上中学校の校長をしております、高橋清吾と申します。よろしくお願ひいたします。

小 林：日野第五小学校長、小林です。よろしくお願ひいたします。

大 島：市役所の企画部長、大島と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

古 川：市民部長の古川と申します。よろしくお願ひいたします。

小 塩：子ども部長の小塩と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

岡 野：教育部長の岡野と申します。よろしくお願ひをいたします。

記 野：教育部の教育指導担当参事の記野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

赤久保：所管部長でございます、健康福祉部長の赤久保と申します。よろしくどうぞお願ひいたします。

本 村：社会福祉法人創隣会の本村と申します。よろしくお願ひいたします。

木 村：市民委員をしております、木村と申します。万願寺6丁目に住んでいます。3人の子どもの父親と、仕事では弁護士をしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

阿 部：首都大学東京の阿部彩と申します。社会福祉の教員をしておりますけれども、同時に子ども若者貧困研究センターのセンター長を務めております。よろしくお願ひいたします。

青 木：どうもありがとうございました。続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。私、セーフティネットコールセンター長の青木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

中 川：セーフティネットコールセンターの中川と申します。よろしくお願いいたします。

澤 井：セーフティネットコールセンターの澤井と申します。よろしくお願い致します。

大 野：セーフティネットコールセンターの大野と申します。よろしくお願いいたします。

青 木：はい、以上事務局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。  
ここで、市長は次の公務がございますので、退席をさせていただきます。

市 長：よろしくお願いいたします。

青 木：続きまして、次第の3、「会長・副会長の選出について」ということで、日野市子どもの貧困対策協議会の会長及び副会長の選出でございます。日野市子どもの貧困対策協議会設置要領 第5条第2項により、会長は委員の互選により定めることになっております。ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。お願いいたします。

本 村：ぜひ、子どもの貧困対策の研究、また著書も多く出されている阿部先生にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

青 木：ただ今、阿部委員の推薦の声がありました。みなさんいかがでしょうか。

各委員：(同意の拍手)

青 木：それでは、会長は、阿部委員にお願いをいたします。  
続きまして、副会長の選出でございます。要綱によりまして、副会長につきましては、会長の指名となっております。阿部会長お願いいたします。

阿 部：皆さま、本当にご推薦ありがとうございます。それでは、私の方はぜひ、明星大学の福田先生に副会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

各委員：(同意の拍手)

青 木：それでは、阿部会長より簡単にご挨拶いただきたいと思います。阿部会長、お願いいたします。

阿 部：はい。皆さまよろしくお願いいたします。私は長年、厚生労働省の研究機関に勤めておりまして、そこでずっと、子どもだけではないですが、貧困の測定の仕事をしてまいりました。その中で、様々な子どもの置かれている状況というのを見てまいりましたが、現場感覚というのは全くございませんので、そこらへんはぜひ皆さまのお力添えをいただきたいと思います。拙い進行になるかと思えますけれども、どうぞお付き合いいただければと思います。よろしくお願いいたします。

各委員：お願いします。

青 木：ありがとうございました。続きまして、福田副会長よりご挨拶いただきたいと思います。

福 田：明星大学の福田でございます。私は、専門は心理学で、臨床心理学という分野の中の特に教育、あるいは学校臨床心理学といわれている分野、わかりやすく言いますと、スクールカウンセリングに関する研究分野でございます。私に関わっております学校での心の支援の中で、貧困というテーマがここ5年ぐらいでしょうか、テーマになっておりまして、スクールカウンセリングの中でも早めに貧困を察知し、相互的な支援に繋げることが、スクールカウンセラーへの責務になってきているという認識がございます。心理学の観点から、貧困がもたらす心の健康への影響、それから心の健康が損なわれるために、就労ができず、また貧困に繋がっていくという心理面の連鎖というものに対して、何らかの力を発揮できればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

青 木：ありがとうございました。それでは、ここからの議事進行を阿部会長にお願いいたします。

阿 部：はい。それでは、ここから務めさせていただきます。本日は傍聴希望者がいらっしゃるとのことですけれども、傍聴を許可したいと思います。皆さまご異存はございますでしょうか。

各委員：なし。

阿 部：はい。では、異議なしと認め、傍聴を許可します。それでは議事に入っていきます。議事進行は元々あります、議事次第に沿って進めてまいります。まず第1に4番「協議会の役割について」と5番「日野市の子どもの貧困対策の考え方について」の2つを事務局よりご説明いただきたいと思います。事務局、よろしく願いいたします。

青 木：それでは、次第の4「協議会の役割について」を、はじめにご説明させていただきます。子どもの貧困対策協議会につきましては、日野市の要綱に基づきまして、設置をしております。A4両面刷りの資料1をご覧いただきたいと思います。「日野市子どもの貧困対策協議会設置要綱」でございます。主な箇所につきまして、ご説明いたします。

まず第1条（目的）でございます。読み上げさせていただきます。日野市の子どもの貧困対策に関する基本方針を策定するため、日野市子どもの貧困対策協議会を設置する。こういった目的で、第1条ができております。

続きまして、第2条、（所掌事務）でございます。2点ございます。1点目、基本方針案の作成に関すること。2点目、その他基本方針案の作成に関すること。協議会は、これらの事項を検討し、その結果を日野市長に報告するものとなっております。

次に第4条、（委員の任期）でございます。委員の任期については、本日から、第2条に定められた、所掌事務が完了するまででございます。

続きまして、第7条（守秘義務）でございます。皆様が協議会の中で知り得た秘密（個人情報等）については、漏らさないようお願いいたします。これについては、協議会委員の任期が完了した後も、同様でございます。ご理解をお願いいたします。

次に、裏にいきまして、第10条でございます。この会議については公開いたします。なお、協議会の議決により、会議の全部、又は一部を非公開とすることも可能でございます。

以上、本協議会の設置要綱の、主な箇所を説明させていただきました。次第の4「協議会の役割について」は、以上でございます。

続きまして、次第の5「日野市の子どもの貧困対策の考え方について」をご説明いたします。資料2をご覧いただきたいと思います。

日野市の「子どもの貧困対策」について、の考え方について、皆様にお示しいたします。「目的」と3つの「基本的方向性」に分けて、ご説明いたします。

まず、「子どもの貧困対策の目的」でございます。読み上げさせていただきます。

「子どもの将来が生まれ育った環境に左右されず、夢と希望を持って成長していきけるよう、経済的自立のみならず、日常生活や社会生活の自立と安定を目指し、



包括的な支援を実施する」子どもが自立安定性を持って成長し、日常生活や社会生活を送ることができるように、「子どもの貧困対策」を包括的に行ってまいります。

次に対策の「基本的方向性」でございます。1点目でございます。「子どもが置かれている生活実態を把握し、根底にある、根本的な原因を究明し、解決策を実施」してまいります。

2点目でございます。「子ども及びその家庭に関わる全ての関係者が、情報を共有し、関係機関が、それぞれの立場で、目的の達成に努め」てまいります。

最後に3点目、「関係機関は、ともに協力・連携し、課題の解決に努める。その際、関係機関が、個々の役割を認識し、自らの責任のもと、施策を策定し、実行」してまいります。

以上、「日野市の子どもの貧困対策の考え方」につきまして、目的及び基本的方向性をご説明いたしました。次第の5につきましては、以上でございます。

阿 部：はい、ありがとうございました。次第の6にいきたいと思います。質疑につきましては、次第6の後にまとめて行います。それでは続きまして、青木センター長、次第6「今までの経過及び今後のスケジュールについて」ご説明お願いいたします。

青 木：それでは、次第の6「今までの経過及び今後のスケジュール」につきまして、ご説明いたします。A4両面刷りの資料3をご覧くださいと思います。

先ほど、市長の挨拶の中にもありましたが、日野市の子どもの貧困対策についての考え方につきましては、国の動きも含めまして、本日に至るまでの経過がございます。それから今日以降の当面のスケジュールにつきましても、この資料を基に、概略をご説明させていただきます。

まず「国の情勢」でございます。厚生労働省が平成25年に行った、「国民生活基礎調査」によりますと、日本の子どもの貧困率が16.3%、約6人に1人が貧困状態にあるという結果が示されております。また、内閣府の平成27年度版子ども・若者白書によると、働いているひとり親の貧困率は54.6%となっております。なお、ここでの子どもは18歳未満と定義づけされております。

法的な面では、平成25年の6月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、同じ年の12月には、重層的にセーフティネットを整備するための、「生活困窮者自立支援法」が成立しています。この2つにつきましては、追加資料1と追加資料2としまして、それぞれ法律の全文の用意をさせていただきました。お時間のある時に目を通していただきたいと思います。

なお、日野市につきましては、この「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月に

施行されたことに合せ、健康福祉部のセーフティネットコールセンターの中に「福祉の初期総合相談窓口」を開設し、子どものいる家庭も含め、生活困窮に関わる相談について、入り口を広げ、相談を受け付けております。

次に、資料の3の2、日野市の現状でございます。これは生活困窮に関連する数値で記載をしております。まず現在の日野市の人口でございますが、約18万人、世帯数は約86,000世帯でございます。このうち、生活保護を受けている世帯が、1,784世帯、人数にすると2,370人、保護の割合はパーセンテージで示しますと1.291%でございます。また、就学援助の認定者の数は、記載の通りでございますが、このうち要保護93人は生活保護も受けている方でございます。日野市においては、このような状況の中、今年の3月、第1回の市議会定例会におきまして、子どもの貧困対策の充実のため、有識者を含む貧困対策の協議会を設置し、子どもの貧困対策に係る基本方針を策定することを、市長が表明し、本日に至っております。

資料3の裏をご覧くださいと思います。本協議会についての今後の予定でございます。本日が第1回目でございますが、今後は、記載のとおり、あと4回ほど協議会を開催する予定でございます。12月の第4回目で、基本方針の素案を議論していただき、最終的な各委員のご意見等を反映させたものを、来年の1月の第5回で最終的に確認していただくような方向を事務局では考えております。

次に5、「子どもの貧困対策庁内連絡会」でございます。これにつきましては資料6「日野市子どもの貧困対策庁内連絡会委員名簿」をご覧くださいと思います。生活困窮の世帯の多くは大変複合的で、同時に複雑な課題を抱えています。当然関係する庁内の各課も広範多岐に渡る場合が出てまいります。子どもの貧困対策につきまして、部局横断的に課題を共有し、対応していくために、子どもの貧困対策に関係のより深い13の課の課長職をメンバーとする、「庁内連絡会」を設置いたしました。なお、この「庁内連絡会」は「協議会」の作業部会的な位置づけもでございます。

続きまして、資料3の6でございます。「子どもの貧困対策に関する実態調査等について」でございます。今後、子どもの生活実態の調査と、日野市の子どもの貧困率等の数値を、専門的な手法で算出する調査が、実施される予定でございます。まず、子どもの生活実態調査につきまして、これは、東京都が首都大学に委託をし、日野市の子どもがいる家庭に対し、生活実態のアンケートを行い、その結果を調査分析するものでございます。8月上旬には、対象の世帯に調査票が郵送される予定でございます。主な調査項目などにつきましては、阿部会長がこの調査に携わっていらっしゃると思いますので、のちほど補足していただければ、と思います。もう一点、資料には記載してございませんが、子どもの実態調査につきまして、東京都の調査結果のまとめが日野市に提供される時期が、平成28年度のかかり

後半となる可能性が出てまいりました。この協議会で基本方針を策定していく材料を収集するために、東京都が首都大学に委託して行う調査とは別に、日野市単独で、対象をたとえば、就学援助を受けている方などと絞り込み、調査をやっていく方向でございます。この調査につきましては大変短期間での作業となりますので、調査票の内容など、詳細については、先ほどご説明いたしました庁内連絡会でまず検討させていただきまして、それを協議会に報告をしていくやり方ととってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、調査の中の2点目、日野市の子どもの貧困率等を算出する調査でございます。これにつきましては、日野市で保有する、課税データ、それから生活保護データなどをベースに、先ほど市長の挨拶でもありました、山形大学の戸室准教授の専門的な手法を用いて、数値を出していくものでございます。こちらにつきましては、コンサルタントに業務を委託する予定でございます。

最後に7、「子どもの貧困対策議員連盟について」でございます。先ほどの市長の挨拶の中で、国会につきましても超党派の議員連盟が発足したということがございましたが、日野市議会につきましても、子どもの貧困対策が、子どもたちと関係する全ての人たちの重要課題である、という認識のもと、貧困対策議員連盟がすでに立ち上がっております。今後独自に関係者の方への実態調査などを行い、日野市の方に提言が出される予定でございます。なお、市議会議員向けの子どもの貧困についての勉強会が、来週の7月21日に行われる予定でございますが、この講師を阿部会長が務める予定でございます。

次第6「今までの経過及び今後のスケジュールについて」は以上でございます。

阿 部：ありがとうございます。それでは、先ほど青木センター長より言及がありました、子どもの生活実態調査について、若干捕捉させていただきます。

本調査は、東京都と日野市の連携のもとに、私がセンター長を務めております子ども若者貧困研究センターが委託を受け、実施するものです。今現在、調査票を詰めているところで、8月の上旬には配することが可能というスケジュールで進めております。対象としては、ここにありますように小学校5年生、中学校2年生、及び16歳から17歳の、16歳から17歳というのは高校2年生の年齢層ではあるのですけれども、この層でありますと、もう働いていらっしゃる方もおりますし、高校中退等なさった方も中卒で働きだした方もいらっしゃいますので、高校2年生という書き方はしておりません。小学校5年と中学校2年の方も、この年齢層の全ての方々を対象としておりますので、公立の小中学校に行っていない方以外の方々も含め、全てのお子さんとその保護者の方を対象とする調査となります。

通常、貧困調査と言いますと、たいていの場合には保護者を対象としたもので、保

護者の目線から、どのような状況があるかというようなものが厚労省の関係では行われております。また、文科省の方ではまた別に、子どもを対象とした調査が行われておりますけども、例えば、非常に学校で困難を抱えていらっしゃるようなお子さんのご家庭の状況がどういう状況なのか、といったようなことは、そういった調査からはなかなかわかりません。そのため今回の調査では、保護者の方とお子さまと一緒に調査させていただき、保護者の方々が抱えていらっしゃる様々な生活困窮の問題と、労働関係のものもかなり詳細にお聞きする予定でございます。それとお子さんの状況をマッチングさせてはかかっていく。またお子さんの中でも、特に厳しい状況におられる方が、どのような属性を持っているのか、どのようなご家庭にいらっしゃるのか、親御さんがどのようなご家庭の状況にあるのか、というのを健康状況、または学校での適応の状況、学力等もご本人の申告ではございますけれども、学校での成績ですとか、勉強について行けるかどうか、また、友達と仲良くできているのかどうか、夕食を一人で食べていることはないか、きちんと野菜やお肉、たんぱく質を摂ることができているのか、といったような観点から調査させていただく予定です。

結果は先ほど青木センター長もおっしゃられたように、秋になってしまうかと思っておりますので、計画の第3回には間に合うか間に合わないかというところですけど、第4回には、ぜひ速報でもお見せすることができれば良いと思っております。

ここまで、次第の4から始まりまして、協議会の役割、それから、日野市の貧困対策の考え方、また、今後のスケジュールというところまでで、ご質問やご意見等はございますでしょうか。どなたからでも。

本 村：ちょっと質問が2つと、意見なのですが。まずこの役割ということで、この協議会において、基本方針案を作成するということは理解ができたのですけれども、その先ですかね。基本方針案によって基本方針ができて、ではどうするのだ、という部分については、また別の推進会議等々、計画が今の時点でなされているのかということをお聞きしたい、まずそれが一つ。

あともう一つ、「考え方」の「基本的方向性」の2番、子ども及びその家庭に関わる全ての関係者が情報を共有し、と内容に書いてあるのですが、ここで気になったのが、やはり個人情報の取り扱いがどのくらいここで、取り扱われるのか、どういうふうに個人情報を共有していくのかということについて、ご質問をさせていただきたいと思っております。

あともう一つ、これは意見なのですが、今、先生もおっしゃったように、全体のスケジュールからいくと、かなり後半が毎月協議会も開いて、1月に向けてというところがあるようなのですけれども。12月にアンケート調査等々の、実態調査等々の結果が得られた後に、基本方針案の修正等をしていく中で、タイム

スケジュール的にハードなのかなど、策定についての議論がなされて作られていくのかという時期的なところが、やや早急かと思ったので、これはちょっと意見として、よろしくをお願いします。

阿 部：ありがとうございます。この2つのご質問とタイムスケジュールについて事務局の方からお答えいただけますでしょうか。

青 木：はい。それでは1点目のご質問の基本方針について、でございますが、名称は基本方針ということになってはいますが、内容的にはよく行動計画なんかにありますように、まず理念を設定して、次に目標があり、目標に対して現状、その中の課題にはこういうものがあります、課題を解決するためにはこういうことをやっていくという施策の方向性、それから少し具体的なこういうことをやっていきましょうという計画的な部分も盛り込んでいただきたいと思います。最終的にその方針の中にどこまで盛り込むということは、協議会の中で議論していただければと思います。

それから2点目の個人情報の関係につきましては、各機関、それぞれ個人情報のセキュリティーポリシーですとか、こういったものが整備されているところが多いと思いますけれども、市の機関が取り扱う場合は、セキュリティーポリシーに則って、慎重に個人情報につきましては、取り扱ってまいりたいと思います。

それから、3点目のスケジュール、これもだんだん進んでいく中で、いろいろなことが見えてくると思いますので、柔軟的に対応してまいりたいと思います。以上でございます。

阿 部：よろしいでしょうか。

本 村：はい、ありがとうございます。

阿 部：他の方から、ご意見やご質問等がありますでしょうか。よろしいようでしたら、また後程質問タイムもありますので、そのときにもまた挙げていただければと思います。

続きまして、次第7に進みます。「各課の子どもの貧困対策につながる事業について」事務局からご説明いただけますでしょうか。

青 木：はい。それでは、次第の7各課の「子どもの貧困対策」につながる事業について資料の4、A4横の表の資料を基に、ご説明をさせていただきます。子どもの貧困につきましては、国から高い数値が示されておりますけれども、これは以前か

ら存在はしたものでございます。市としましては、生活保護をはじめ、継続的に行っているものがございます。内容につきましては、貧困の状態にある世帯への対症療法的なもの、そして、貧困状態を予防するもの、早期に発見をするためのもの、様々でございます。今回協議会の1回目にあたり、各委員の皆様の見解交換の材料としていただくために、現在日野市の各課が行っている事業等で、子どもの貧困対策に繋がる、主なものを一覧にさせていただきました。対象世帯をひとり親、生活保護を含めた困窮世帯、全世帯、それから事業等の内容を教育的なもの、生活支援となるもの、保護者の就労支援、経済的な支援、そして、予防・早期発見につながるものに区分させていただきました。また、これにつきましては、庁内連絡会の13の課に対しまして、調査をかけて出てきた回答をまとめたものでございます。順番にご説明させていただきます。

はじめに、ひとり親世帯に対するものでございます。教育的な支援としまして、「母子父子及び女性福祉資金による、修学資金等の貸付」でございます。これは大学の授業料等の支払いのための資金をひとり親世帯に貸し付けるものでございます。次に、横にいしまして、生活支援でございます。ひとり親世帯であることは、保育園入所の際の優先条件ともなっております。また、ひとり親世帯の子育て、家事を支援するためのヘルパー派遣の仕組みもでございます。セーフティネットコールセンターでは、専門の母子父子自立支援員によるひとり親世帯対象の生活相談を常時開設しております。

続きまして、右隣の、保護者に対する就労支援、でございます。「母子父子自立支援プログラムの策定」、「ひとり親の能力開発、国家資格取得等のための給付金支給」これは、先ほど生活支援のところでご説明しました、母子父子自立支援員が就労に向けたプログラムを策定して支援をするものと、ひとり親が通信講座や専門学校等に通学することにより、就労に必要な資格を身につけるために、給付金を支給するものでございます。

最後に、経済的支援につきましては、児童扶養手当、育成手当、これは以前よりおこなわれているものでございます。そして、教育支援のところにもございましたが、母子父子及び女性福祉資金の貸付、これは経済的な自立に向けての観点からも貸付を実行しております。そして、一番下これは、これから始まろうとしているものでございますが、都市計画課では、不動産業界と協力をし、ひとり親世帯等、自分で住居をなかなか確保しにくい方の、民間住宅への入居を支援する事業をただ今、準備しております。ひとり親世帯に対するものは以上でございます。続きまして、生活保護世帯も含む、その他の困窮世帯について、でございます。まず、教育支援につきましては、生活保護の中での、教育扶助、これは教材や給食費に充てるものでございます。それから、生業扶助、これは高校の受験料、入学金などに充てるためのものでございます。そして、生活保護を受けている方も、

学校等の入学費用に充てるためであれば貯蓄は認められています。

次に、生活困窮家庭の子どもに対する学習支援。これは、生活困窮者自立支援制度の枠の中で行う事業で、生活困窮世帯の子どもに対し、高校進学を目指した学習の支援を、居場所支援とともに行うものです。ちなみに、市では現在1ヵ所この事業を行っており、協議会の委員の中の本村委員、古谷委員、今井委員がその活動に関わっていらっしゃいます。

その下の受験生チャレンジ支援貸付、これは高校や大学の受験料、塾の費用などを低所得世帯に貸し付けるものでございます。なお、合格をした場合は返済が免除されます。

就学援助金、高校生奨学金、これも以前から行われているもので、教育委員会の庶務課が担当しております。

次に横にいきまして、生活支援でございます。まず、生活保護の中で家庭訪問等により、生活習慣の指導、養育についての相談を受けております。

続きまして、その下でございますが、家計収支の取り扱いが不十分なため、生活困窮に至るケースが多くみられます。これも生活困窮者自立支援制度の枠の中の事業ですが、家計収支等に関する相談支援をこれから行う予定でございます。その下、フードバンクの利用。セーフティネットコールセンターでは、食糧調達が困難な方から相談があった場合は、フードバンクを利用し、食糧を提供することも5月から行っています。

その下、子ども食堂への協力。子ども食堂は市が実施しているものではございませんが、市内でもこの春から定期的に民間レベルで行われています。これについて、情報発信等に市の企画経営課が協力を行っています。今回お配りした資料の中に、このチラシがございます。今月は7月28日に実施の予定となっております。参考までにご案内させていただきました。

その下、保育園の保育料、学童クラブ費の減免、これも以前から行われているものでございます。

横にいきまして、保護者の就労支援につきましては、生活保護、生活困窮者自立支援制度、それぞれの枠組みの中で、ハローワークと連携し、支援を行っています。

最後に、経済的支援でございます。生活保護の中で、内容に応じて認定する収入から、必要経費を控除したり、収入から除外する仕組みがございます。その他困窮世帯については、以上でございます。

最後に、世帯を限定せずに行っている中で、子どもの貧困対策に繋がっているものがございます。表の中では、全世帯ということで表記をしておりますが、まず教育支援としまして、各学校で正規の授業以外で行われている補習。保護者に対する就労支援として、企画部の男女平等課ではハローワークと連携した情報提

供、女性の再就職支援を行っております。経済的支援としましては、児童手当の支給、子どもの医療費助成、これは以前から行われているものでございます。世帯ごと、支援の内容ごとについて、主なものをご説明させていただきました。

最後に、子どもの貧困を予防するもの、貧困状態を早期に発見し、適切な関係機関につながるものをご説明します。表の一番右の列でございます。

納税課では、市税等の滞納世帯から相談を受けた際に、生活困窮の訴えがあったり、生活困窮の状況を職員が認知した場合は、その世帯の状況に応じて、関連窓口へ繋いでおります。同様のものとして、子ども家庭センターでは直接的、また各事業を子ども家庭支援センターがNPOなどへ委託する中で、様々な子どもの貧困に繋がる相談を受けております。また、事業を行う中で、生活困窮の状況を極めてキャッチしやすい立場にもございます。納税課と同じように生活困窮の訴えがあったり、生活困窮の状況を職員が認知した場合は、その世帯のこれも状況に応じて、関連窓口へ繋いでおります。

また、学校に配置されている、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも、生活困窮の状況を極めて発見しやすい立場でございます。

その下、健康課では、妊娠届を出す妊婦全員に面接をし、これも生活困窮の状況を職員が認知した場合は、その世帯の状況に応じて、関連窓口へ繋いでおります。

最後に、これは予防、早期発見の視点とは違いますが、都市計画課では空き家情報をかかり保有しております。この空き家情報を例えば、子どもの学習支援などを行う意思のある、民間事業者等とマッチングさせる事業を行っております。各課の「子どもの貧困対策」に繋がる事業について、主なものをご説明させていただきました。以上でございます。

阿 部：はい、ありがとうございます。個々の事業について、いろいろ質問等もあるかと思えます。委員の皆さん、どなたでも構いませんので、ご質問等をお願いいたします。

中 間：すみません、私だけが理解がおくれているのだと思うのですが、この表の中で、今ご説明していただいた中で、すでにやってあるものと、これからやるというのが混ざっているように聞こえたのですけども、これからやるというのはどれとどれですか。

青 木：はい。これからやるものについてのご説明をさせていただきます。

中 間：あ、ごめんなさい。説明ではなくて、ここに書いてあるもので、すでに今継続中のものと、これから計画しているのですよというのを言ったような気がするので



すけど、これからやるというのが、この項目の中のどれかを教えていただければ。

青 木：はい。まず左から2列目でございます。生活支援、その他困窮世帯というところで、枠の中の小さな黒丸の2つ目、家計収支等に関する相談支援というのがございます。フードバンクの利用の上でございます。これが今年度、始める準備をセーフティネットコールセンターでしています。

中 間：いつからやる予定なのですか。

青 木：今年度後半には。

中 間：下期という意味ですか。

青 木：はい。それから、経済的支援のひとり親世帯の欄でございます。経済的支援の上の枠の4つ目の黒丸でございます、ひとり親家庭等の民間賃貸住宅への入居支援（都市計画課）これも都市計画課の方で、今年度中には始められるように準備を。

中 間：これも下期？今の予定では。

青 木：下期になるかとは思いますが。これから始めるものにつきましては、この2点でございまして、その他については、かなり以前からやっているものもございまして、つい最近始まったものもございまして、いずれも継続中というものでございます。

中 間：さっきの空き家情報というのもすでに動いているということですか。

青 木：それは動いております。以上です。

阿 部：はい、ありがとうございます。他にご質問等はございますでしょうか。

木 村：すみません、2点伺わせてください。まず1点目なのですが、納税課の方で納税相談の際に関連窓口に繋ぐという話を今いただいたのですが、例えば、破産手続きですとか、法テラスなどに繋いでいただく場合がどのくらいあるのか、制度的に何か工夫されているところがあるのかというのが1点目。  
もう1点が、市内にもグループホームなどの社会的養護のお子さんがいらっしゃるかと思のですが、そういうお子さんに対する施策を何か市としてお持ちなのかというのが2点目。この点について伺わせていただければと思います。

阿 部：はい、では事務局からお願いします。

青 木：はい。まず1点目の件数については、申し訳ございません、ただ今、数はございませんので…

木 村：かなり頻繁にあるものなのでしょうか。

青 木：それについても、まだ確認ができていない状況なので、確認をして後日、お伝えさせていただきたいと思います。

木 村：はい、ありがとうございます。

青 木：あと制度的な工夫としましては、市の中でも、例えば多重債務の相談窓口として市民相談、それから消費者相談室を抱える地域協働課がございます。その辺の中で、この貧困の協議会と似たような形で多重債務に関連する連絡会などは設けておりますので、納税課でキャッチした情報を場合によっては、ワンクッション、そういった多重債務の担当のところへ送って、そこで次の方向性を法テラスだとか、確認するなり多角的にご家庭の抱える状況を把握するような仕組みは整えております。制度的な工夫と言いますと以上になります。

あとグループホームに対する対応についても、申し訳ございません。ちょっと今はまとめきれっておりませんので、これも後程回答させていただきたいと思います。以上でございます。

木 村：ありがとうございます。よろしくお願いします。

阿 部：はい、ありがとうございます。その他にはございませんでしょうか。会長の立場ですけれども私からも1つ質問をさせていただいてよろしいでしょうか。

全世帯に対する授業の補習のところですが、これがどのような形でなされているのか、土曜日なのか、放課後なのか、または取り出し授業なのか、全員に補講をするような形なのか、そこら辺をもう少し詳しくご説明いただければと思うのですが。

記 野：具体的にはもしかすると、校長先生からお答えいただいた方が、一番良いかもしれませんが、通常、日常の補講・補習という形で行っている、全員対象という学校はなかなかないと思います。いわゆる補習が必要であるという判断をした子ど

もたちに、補習をするという形で、小学校はおそらく長期休業等を活用してということが多いと思います。中学校は日常的な放課後をということで行っています。具体的には、せっかく校長先生が来ていますので、大坂上中事例を。

高 橋：やはり参事からお話しがありましたように、基本的に、支援が必要な子に対して、必要な支援を行うというのがスタンスです。ですから学習上の問題を抱えているとか、いわゆる塾になかなか行くのが厳しいお子さん、そういう子たちに対して、支援を行う。その窓口を開けておくということです。土曜日とそれから放課後の補習をやっております。基本的に経費はとっておりませんが、必要なものは色々な予算をいただいて、手当しております。実態としては、数的にはそれほど多くはないです。というか、教員の方でも必要性のある子には声をかけますし、私の学校では、保護者との面談の中で勧めていたりしておりますので。基本的に支援が必要な子に対して支援をしていく。特に学校の場においては、学力をなんとか付けさせていくというところで、学習習慣の定着も含めてやっております。というのが今の実態です。

阿 部：ありがとうございます。中学校ですよね？

高 橋：中学校です。小学校でもやられているのですか？

小 林：夏休み中に、水泳指導と並行して、希望者や担任が声をかけた子どもを呼んで、補習をしております。その他、担任が指定した期間に、これも希望者を募ったり、または声をかけたりして、実施している学校があります。内容は補習であったり、学年の枠を取り払って、できる子ができるところまで、チャレンジするといった発展的な内容であったりと、各学校で様々な工夫をしております。

阿 部：ありがとうございます。他には事業等で何かご質問はございますでしょうか。福田先生、お時間があるようですけども、大丈夫ですか。

福 田：では、1つ質問なのですが、全体の事業の一覧ができて、非常に私もこれから考えていきたいところが出てきたのですが、今、予防のところ、学校へのスクールカウンセラーの配置というふうになっておりますけども、スクールカウンセラーに期待することを明確にスクールカウンセラーの方に伝えているのでしょうか、貧困ということに関して。それはどうでしょうか。

記 野：貧困ということで、スクールカウンセラーの方に伝えているかということですが、

突出して貧困に関してのキャッチをしてくださいという伝え方は特にしてはいないと思います。まあ東京都の方で決まっている小学校5年生と中2でしたっけ、全員面接。あるいは学校によっては、それ以外の子どもたちに面接を拡大して行って、様々な話を聞く中で、その生活背景等を使って、またそこで学校とあるいは、こういうスクールソーシャルワーカー、うちの課ではないのですが、本当は、エールが。まあその関係課と連携を図りながら、特に学校に来ている子どもたちは実は良いのかなという課題があります。このスクールソーシャルワーカーの大事なキーなところは、いわゆる不登校とか、引きこもりになっている、現認ができない、というところに、家庭に踏み込んでいってということで、確かに現認がなかなかできない小中学生、実は日野市も何人かいるということですので、そういうところで把握をしていくということも大事かと思っています。

福 田：それに関連して、様々な相談の中で貧困が…そのいろんな生活実態の中で、根本的な原因を究明し、解決策を実施するという基本的な方向性が示されておりますけれども、様々な心理的なケアの必要性とか、あるいは精神医学的なケアの必要性というものがかなり潜んでいる可能性があって、そのあたりの専門的なところと今後、経済的な支援と誘起的に繋げていく必要がさらに出てくるのではないかと思いますので、ぜひそのあたり、生活相談とか学習支援の中とかあるいは子ども家庭支援センターの中、様々な子どもたちのその困難さを汲み取る中で、どのようなところがその子の心を苦しめているのかということもぜひ見ていただければと思っております。

阿 部：スクールソーシャルワーカーは今、どのくらい的人数が配置されているのですか。何校に対していくらという。

岡 野：2名ですね。この資料は学校課ということで、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置ですけれども。スクールソーシャルワーカーについては先ほど言っていたように、エールの教育支援課というところで、予算をもって、そこに常駐ということの中で、各学校からの要請等に基づいた派遣というふうに出向いて対応するというので、今、週5日2人という形の体制を。

阿 部：小中合わせて2人？

岡 野：そうですね。昨年度までは1人だったのですが、今年度は2名、5日ということで増やした経過がある。

阿 部：ありがとうございます。その他には。それでは、次に行きたいと思います。先生どうもありがとうございました、お忙しいところ。(福田委員退席)

次第8ですけれども、こちらからは皆さまのフリーに意見交換をしていくという次第になります。ですので、ご質問等だけではなく、ご意見等も含めてご自由に発言いただければと思います。また、ご自分が見ていらっしゃる貧困の実態というようなことをもちよっとこの場でシェアしていただきますと、より具体的な問題というのも見えてくるのではないかと思いますので、現場の先生方やお子さんに実際に会っていらっしゃる皆さま、また市民委員の皆さまもぜひ積極的にご発言いただければと思います。どなたからでも。

高 橋：中学校、他校の状況は、私は全部把握しているわけではないのですが、本校のことを少しお話すると、だいたい同じような状況ではないかと思っております。やはりひとり親家庭のお子さんは、経済的なことも含めて、家庭が学習するような状況ではないということがやっぱりありますね。ですから、学校の方で、そのために学校で補習をしますよとか、何か手を打ちますよということをやっているわけですが、これが1つあります。それから、もうちょっと広げると、ひとり親家庭でなくても、2人いらっしゃるとしてもかなり長時間労働しないと、なかなか世帯が成り立たないようなところのお子さんは、結構厳しい状況に置かれていると感じます。例えば500円お金をあげて、この500円で夕食をまかないなさいということ、実際に生徒から聞いたことがあります。その子が学校に来なくなってしまったらどうなるかという、学校だと給食が食べられるのですよ。ところが、給食を食べないということは500円で、食事をするようになります。帰ってくると非常に遅くなっていて、もう疲れたから親の方は何か食べに行こうとなったりします。近くのおばあちゃんのところに行くというお子さんもいますけども、単なる家庭だけでなく身内との関係がうまくいっていないと、ちゃんと面倒みられていないというか。預けた先で面倒みってくれるからといって、そのおばあちゃんがちゃんとやってくれなかったりすると、その時間いろいろ遊びに行くというか、出かけたりして。ですから単純にひとり親家庭だけでなく、ある意味、そこの世帯の状況というのでしょうか、すごく難しいのですが。学校に限って言えば、来てくれて、何らかのサインがあれば関わることができるのですが、逆にそれが学校に行かなくなってくると非常に見えにくい状況です。確かに数的なものといったら、ものすごく多いわけではないのですが、やはり深刻なケースが多いです。真面目に子どもを育てようということで、家庭生活をきちんとしようということで、夜遅くまで働いているとかですね。結局その間、子どもがフリーな時間というのでしょうか、そこの時間帯で子どもたちは何をしているかというところが、ポイントになってくるのです。ある意味、支援

もすごく必要なのですが、子どもさん自身の心の、精神的な逞しさではないけど、自立に向かう健全なものを持っていかないと、支援が有効に働かないという感じがするのですよね。やはりそういういろんな家庭があるのですが、ひとり親家庭でもしっかりと面倒をみて、子どももしっかりやっているお子さんもいれば、2人親揃っていてもそうでないところもあります。ここが非常に学校としては難しいところであると思っております。実態としてはそういう来ない子が500円で過ごしてしまうとか、または副教材を買えないと電話をもらったことがあるのですが、補習をお願いした時に、公費でやっておりますけど、そんなようなこととか。

子どもに対する、先ほどこの目的の中に、市長さんが提言していますけども、子どもを育てることで社会的損失を防ぐのだというお話がありましたけども、その保護者の意識として、どの部分に意識を持っているのか、自分は多少我慢してでも、子どものために一生懸命やっという部分が薄いと、生活者としても子どもより自分のということになってくると、うまく支援が子どもの方に波及していかないのではないかと感じる場合があります。これは私の中での感じなので、皆さんそれぞれ真剣にされているとは思いますが、たまにそのことが気になる時があります。

阿 部：ありがとうございます。本当に。ちゃんとものを食べていない、学習支援だけでは全然足りないというところですね。

高 橋：そうですね、意外と朝食抜きというのは案外少ないのですが、問題は中身だとか、それから子ども自身がしっかり自分でも、中学生くらいだったら、親が忙しいのだったら、自分でご飯を炊いたものをしっかり食べるとか、そういう意識も必要かと思っているのですが。小学校の児童さんはちょっと違うと思うのだけど、やはりこういうところで実質的な支援を活かす手立てというが、今一番学校の中ではそれも大事かと思っております。

阿 部：はい、小学校ではいかがですか。実際に目に見えるものとしてはどういったものが。

小 林：目に見えると申しますか、貧困対策について、学校では早期発見という役割が大きいかと思っております。学校ではまず貧困家庭を発見するという視点では関わっていないので、学校生活に適應しているか適應していないか、不適應を起こしている家庭についてその事情を聞き取ったり、また子どもの心のケアをしたり、心境の変化の把握に努めております。福田副会長もおっしゃっていましたが、スク

ールカウンセラー等と連携して、その事情を汲み取っていく中で、困っていることがあれば関係機関の方々とネットワークを構築して対応していく必要があります。その時間差が少しまどろっこしい場合があります。困っているのだろうな、貧困家庭なんだろうな、とわかっていても、では何に困っているかというのは学校では聞き取れない。聞き取ってもそこで学校ではどうすることもできないので、困っていることを把握した時点ですぐに関係機関につないで、ネットワークを構築して、環境調整してあげる。このタイムラグを何とかしたいと思っております。

阿 部：タイムラグですね。本村さんは実際に学習支援をなさっていてどういうお子さん  
…

本 村：ちょうど、「ほっとも」をやらせていただいて、約1年が経過して、喋れば本当にいろいろなことがあったので、喋ってしまうのですけども。子どもの居場所・学習支援を最初にやるにあたって、学校の先生のOBとか、塾の講師が私の知り合いにいて、あと食事を提供するキッチンのある場所があった。というところから、ちょっとやってみようかと、手を挙げたのですけれども、やってみてやはり非常に学校の先生や塾の講師も大事なのですけども、いかに、それぞれの先生が今おっしゃったように、家庭環境が非常に複雑な状況であるというのを目の当たりにしてびっくりしました。私はスタッフにお任せしたいというところから始めたのですけれども、とんでもなく、いろいろと問題が見えてきて、対応しなければならぬということ、非常に子どもの居場所・学習支援ということが簡単にはできないというのを本当に痛感しています。

今、10ファミリー14人の子どもたちを預かっています。10ファミリー14人の中で、9家族は生活保護受給世帯です。9家族は母子家庭です。これはセーフティネットコールセンターの方から、子どもさんを紹介されて、我々はお預かりする立場なのですけれども、非常にそういう問題が潜んでいる可能性が高い。生保のケースワーカーさんが、ちょっと問題ありかな、ちょっと学習に遅れがあるのではという話をお母さんたちにして、せつかくそういうのがあれば行ってみようよ、ということで来ています。小学校2年から高校1年です。

まず驚いたのは、めちゃくちゃ食べます。私の倍は食べますね。何を出しても、残すであろうものを出しても、そこで、「ほっとも」であれば頑張って食べてしまうというのがあるのですけども、とにかく食べる量にびっくりしました。やはり食生活、先ほども先生がおっしゃっていましたが、バランスの良いものを食べているかなんてそういうレベルではないというのも実感しました。でもとにかく食べるということについて驚きました。

あと、先生も先ほどおっしゃっていましたが、家で学習する場所がないので

すよ。家ではもう自分の居場所すらないような状況のお子さんが非常に多いし、勉強をしろということすら、言われていないのかなとも思ってしまうくらい、学習習慣がついていないお子さんも非常に多くて。「ほっとも」というのは学校でもないし、家でもない、何するところかというのは、子どもたちにはわからないです。すよ。「勉強しようよ。」と言うと、「何で勉強しなくちゃならないの？勉強なんてしなくて良いよ。」と。「何で？大人になって…」という話をしてもなかなかそれは通用しないし、駆けずり回って、逃げ回る子たちをいかに座らせるかというところから小学生は始まる。それでもやっと、勉強をし始めることが、1年経過してできたかなということで、なかなか現実には、1人高校生の子は都立高校に入学ができて、本当に良かったのですが、まあそれが目標ではないと、日常生活習慣、家庭環境の改善にいかない限り、なかなか改善は難しい、連鎖を打ち切るのには難しいというのを実感しています。

さっきおっしゃったように、では家庭に誰がアプローチするか、誰がアウトリーチしてそこに支援に行くか、そこだと思のですが、なるべく私も、入り込んでしまったので親御さんとなるべくコンタクトをしつつ、親御さんの想いや悩みを聞き受けつつ、他へ繋ぐ。さっき先生もおっしゃっていましたが、では他へどう繋ぐかということ、もちろんエールとも連携している、子家庭センとも連携している、学校ともカンファレンスをさせていただいているので、それをやっぱりもっと多くして行って、お母さんたちに、私たちは味方なのですよと、お子さんたちの教育を見守っていく立場にいるのですよ、というのを伝えて、「ほっとも」に言えばこういうことができた、とかそういうところにならなくてはいけないと思うほど、やるが大変だという、それが実感です。すみません、長くなりました。そんな状況です。

阿 部：いえ、本当にありがとうございました。他の委員の方、民生委員の立場からいかがでしょうか、お子さんの状況というのはどんな…

小 黒：基本的には、親の教育が必要であると思います。不登校だから貧困かというのは、どうかとも思いますし、貧困ではないかと言われても、ゲーム機を持っていたり、携帯を持っていたりするということもありますし、ですのでどこを基準とつか、何をみてその子が貧困なのか、ということもいつもちょっと疑問に思うのですけども。ひとり親、例えば、お母さんひとりでもしっかりしている人もいますし、お父さんひとりでもしっかり子どもを見ている親もいますし、両親が揃っていても、両親が日々遊んでいて子どもはそれを見ていて生活している、そういう精神的とか気持ちとか、そういうのは貧困に結びついていくのか、どこらへんが基準で貧困と呼ぶのかと疑問に思うことがあります。



阿 部：ありがとうございます。貧困の定義等については、またいつか機会があれば、学術的な見地のところからわかっているところをご説明させていただければと思います。2人の市民委員の皆さま、おそらく、たくさんの想いがあって市民委員になってくださっていると思うのですが、順番によろしいですか。

木 村：弁護士の仕事の上で、離婚の事件に関わることも多くなっています。数字を今日は持ってきていませんが、実感としては我々の世代、子どもが小さい世代で離婚をする家庭が増えている、しかもおそらく、裁判所を使うような激しい離婚の紛争を経て、離婚をする家庭が増えているというのが、実感としてはあります。そういう家庭とお付き合いしているせいかもしれませんけれども、やはり養育費で本来まかなわれるべきところが、まかなわれていないところがあり、そしてその養育費が出ないということが、とてもストレスになっているところがあるかと思います。また養育費の水準もかなり低額と言わざるを得ない水準ですので、これ自体が生活を支えるのには十分でない。またシングルのお母さん、今、本村理事長からもありました、働いていないお母さんも確かにいらっしゃいますが、働いているお母さんは非常に忙しい中で、やはりストレスフルな状況の中で生活をまわしているのだろうということが伺えます。中には、そういう中で、精神的に病気にかかっている方もたくさんお会いしていますので、やはり離婚が増えていき、諸外国並みに近づいていけば、その問題がとても大きな問題として出てくるかと思しますので、そういう意味ではシングルのお母さんに力を入れて、対策をとることが大事かというふうに思っています。

あと、個人的には社会的養護のお子さんに関わる仕事があったものですから、数としては多くないのですが、やはり社会的養護のお子さんのことがとても気になっていて、児童養護施設なんかにお邪魔しますと、アルバイトをしてもそのお金は自立支援のため、貯めなくてはいけないので、自分のこづかいとして、皆が持っているものを持ってない。それから18歳で施設を出る時に、本当の自立に苦労していて、そこで失敗をしてしまうというようなお子さんの話もたくさんお聞きしています。そういう意味では、日野市内にもいくつかの施設があると承知していますので、そういった社会的養護のお子さんのことについても何らかの関わりができたらと思っています。

阿 部：ありがとうございます。では中間委員よろしいですか。

中 間：はい。私、今回、先月号の市報を見てこうやって自分の想いをベラベラと書いて、多分、取り上げてはくれないだろうと思っていたら、逆目に出まして、委員に選ばれてびっくりしているのですけれども。あそこに書いたレポートそのもの

は、自分の想いを書いていて、ただ私はものを作っている会社ですずっと学校を卒業してから働いていたものですから、ものと人というのは全然違って、多分市役所の方には申し訳ないのですが、ほとんどの打った施策というのは手ごたえがない、反応が返ってこない。ものというのは売れるか売れないかですから、反応がすぐに見えるのですが、こういう行政というのはなかなか返ってこないだろうと思っています。ですから、専門的な知識は何もないのですが、さっき小黒さんがおっしゃいましたように、今度首都大学の調査をされる時にそれを測る物差しとは何なのかというのが一番重要なのではないかと。振り返る時にも重要になってくるので、何を以て貧困とするのかというのはここが一番肝心なところではないかと、個人的には思っています。それがないと成果を見たというか、結果を見た時に物差しの基準がぐるぐる回ってしまうと、うまくいったのかどうかもわかってこないと思いました。

色々な子どもの事件がニュースなんかで流れると、そこに流れている裏側にあるのはどうも、貧困というか家庭環境というか、それが大きく影響されていて、数年前に若い母親が子ども2人を残して、どこかに遊びに行ってしまうと、気が付いたら子どもが大阪の方で2人とも死んでしまっていたとか、確か近場の大和あたりで、男の子に握り飯を与えて、いなくなってしまった。また死んでしまった。やはり今回の貧困というのが根底に流れているのだろうと思うのです。そうした時に、さっき市長さんは、日本経済の損失だという表現をされましたけども、子どもというのは素直に考えると、皆生まれた時は平等だったと思うのです。子どもの幸せというのを別に考えた時に、結果として日本に損失を与えるかもしれないけれど、その前にやることは子どもの幸せではないのか。同じ教育を受ける権利を持っていて、私も頭がいい方ではないので、頭の良い悪いは別にして、同じ環境をまた与えてあげるとというのが一番大事なことなのではないかと。

それでここから学校の先生の方にはお願いがあるのですが、もし私がこれに取り組むのだったら、一番それをよく知っているのは申し訳ないけど、学校の先生だろうなあ。学校に最初は入学式に来たのに、そのあと全然来ないとか途中から来ないとか、やっぱりこれは変化点というか、環境がどこかで変わったというのを最初に先生方が知っていて、それを市役所の色々な機能と色々リンクして、市民ぐるみで、民生委員の方もいらっしゃいますけども、ネットワークを組んでやれば、正解は私さっきなかなか出ないと言いましたけども、どこかに何かが見えてくる場所があるのではないかという思いがあって、今日ここに参加させてもらいました。以上です。

阿 部：熱い想いをありがとうございます。はい、2人の委員の学生さんがお着きになりましたので、自己紹介をさせていただいて、どのようなことを活動の中で見てきた

か、どのような想いがあるのかというのを少しお話しいただけますか。

古 谷：はい、私から。すみません、挨拶が遅れました。法政大学現代福祉学部福祉コミュニティ学科2年生の古谷優依と申します。私が半年間「ほっとも」で活動してきて、感じたことを話させていただきますと、主に「ほっとも」で生活保護世帯の子どもたちが多く通われていますが、親の貧困のせいで子どもの方にも負の連鎖が起こっているように感じられました。

具体例を話させていただきますと、今「ほっとも」の方で、安い費用で学習支援をさせていただいておりますが、安い費用であるから子どもたちが通えているのであって、塾や予備校は高い費用で通わなければならないという状況でありますので、塾に行きたくても通えない子どもたちが多いのだと感じられました。最近あったことで、びっくりしたことで、子どもの中で漫画の読み方を知らない子がいて、私の世代だと小学校入るくらいの時には漫画は日常的に読んでいたので、その子は中学生の子なのですが、今まで漫画を読む機会さえもなかったのかと驚きを感じました。あと今、「ほっとも」の方で食事の提供をさせていただいておりますが、その食材、例えば、寒天、アボカド、料理だとタコライスやロコモコを知らない、あとメロンが出てきたときにすごい異常に驚いて、それにも驚いて、食べた経験が浅い、知らないのかということに驚きを感じました。

「ほっとも」で感じたことをまとめますと、金銭的に制限があること、親の仕事、子育てで余裕がないせいで、子どもが犠牲になっていて、お話ししていただいたように、子どもは元々生まれた時は平等だったと思うのですが、不平等になってきてしまっているのではないかと感じるがありました。以上です。

本 村：ごめんなさい、あの、「ほっとも」でメロンというのは、いただきものですから。たまたま。

阿 部：メロン食べさせてあげてくださいよ。

本 村：人が食べたものも狙っていました。「これはダメだよ。」と制さざるを得ない、当たり前ですけども、そのくらいでした。

阿 部：今井さんお願いいたします。

今 井：はい。法政大学現代福祉学部の臨床心理学科に所属しております、2年の今井桂華と申します。私は「ほっとも」で中学生に勉強を教えることが多いのですが、彼女たちは勉強に集中することがほぼできなくて、よく感じるのは、話したいことを話す場がない。貧困と結びつけて考えるなら、お家でお母さんと一緒

にいられる時間があまりない、話しを聞いてもらえないなど。お母さんの代わりに妹や弟の面倒をみたりだとか、家事をしたりするので、子どもでいられる時間が貧困によって少なくなっていて、勉強にも集中できなくなっているのかと感じました。以上です。

阿 部：ありがとうございます。フリートークなのですが、まだお話しいただいていない方がいらっしゃると思うのですが、市の方の方々もよろしければ。

赤久保：では、先陣をきって。今回の協議会を開くにあたって、いろいろと資料を作らせていただきました。参考にとということで、資料4で縦軸に世帯の状況、横軸にどんな支援を市としてやっているか、ということを出させていただいたのですが、できればここで、こういう視点も足りないのでは？というような意見をいただけたらありがたいと思っています。今、皆さんの話を聞いていると多少、早期発見なんかは入るのかもしれませんが、心理的な支援というのは全く市としてはできていない、全くとは言いません。スクールカウンセラーもいらっしゃいますのでね。教育以外の部分では、多分できていないのではないかというふうに感じています。ですから、ぜひともそういう屈託のないご意見をいただいて、我々としても基本方針を策定していきますが、先ほどセンター長からもお話がありましたけども、市策に結び付けられるところはスピーディーに結び付けていきたいと思っていますので、こういうことをやったら良いのではないかというような意見があればどんどん出していただければと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

阿 部：他の方々はよろしいでしょうか。

岡 野：私、この4月で初めて教育委員会の方に来て、先ほど資料の中にあった就学援助の関係それから、奨学金、それがちょうど今、申請が終わって支給の決定が終わって。そういうところにちょうど初めて携わらせてもらったのですが。先ほど中間委員もおっしゃったように、行政のとった施策がどう返ってくるか。多分、一定の条件に当てはまった人に対して、金銭的な給付をしました、ではそれが果たして給付をした家庭なり、子どものために本来の目的に合った通りに役立っているのかというのは、実質わからない部分というのがあるのだというのが個人的に思っているところがあります。先ほど小黒委員が、家庭の中で携帯とかゲーム機を持っているとか、困って生活をしている中でのその家庭にとっての優先度合い、何にまずお金が必要なのかという部分、そこが家庭、個人の考え方の中で千差万別、バラバラなのだろうと。  
では果たして、給付として出ているお金はどこに流れているのか、本来子どもが

救われなければならない部分に活かされているのかというところが、なかなか状況の中で、対策を打っているという面はあるかと。今後ますますそういうところに、そういうところというのは子どもの貧困対策というところに、いろいろなことを組み立ててやっていった場合に、ますます税金を投入しました、でもそれがどういうふうに貧困が解消されていくか、そこが見えてこないとここから先の日野市であれ、日本であれ何も変わっていかないと正直思っています。ではそのために何ができるかというのが、本当に知恵の出し合い、いろいろな意見をいただいた中でやっていかないといけないと思っています。

阿 部：どんなものに使われるかところは、私の方もいろいろ研究を進めてきたので、その点についてお話させていただくと、家の中で何に優先順位があるのかというのは、外からはなかなかわからないのです。例えば、母子世帯のお母さん方にお話をしていると、帰ってくるのが夜の10時にもなるようなお仕事をしています。お子さんに携帯電話を持たせるというのが、何よりも大事だとおっしゃったりするのですよね。なので、それが6時になれば家にいるようなご家庭であれば子どもに携帯電話を持たせることが必ずしも…むしろ贅沢品で余計だと思われるかもしれませんが、そうではない可能性もあるというのはやはり、私たちも考えなければいけない。だからそれが良いとは申し上げませんが、なかなかその事情をわかるのは難しいと。やはり1人で放置されている時間がすごく長いお子さんも多く、そうするとゲーム機を買ってあげたくてしまうのだと思うのですね、親としては。そこの中では、例えば外に行っても誰も友だちがいない。公園とかにもいなくなってしまう。他の子たちは皆、塾に行っていて。なので、1人で家にいる。家の中に本がいっぱいあって読書をするような状況でもなかった時に、では何をするのか。というようなことがあって、それは負の連鎖にも繋がっていくのですけども、だったらそこで例えば、居場所事業をやって、そこに行ったら他の子たちがいて、おしゃべりができてというのだったら、その子にゲームは必要ないかもしれないですね。そのあたりが、非常にモラルバッシングになりやすいというのがあるので、この貧困のご家庭の事情というのは、そこに気をつけながらやっていくべきというのを、私は思っています。

先ほどお話しがあった貧困の測定の方法というのは、かなり多角的に今回、東京都からやらせていただくものでは、状況を聞くようにしています。例えば、ご家庭でご両親がいない時間はどれくらいあるのか、夕ご飯は誰と一緒に食べているのか、何を食べているのか、放課後には行く場所があるのか、誰と一緒にいるのか、友だちがいるのか、心の相談事をするような友だちがいるのか、というようなことも含めて多角的に聞いていきますので、そういったところで少しは実態が見えてくるかと思えます。

すみません、委員長の分際であまり喋ってはいけませんが。お時間も近づいてきましたけれども、あと15分ぐらいはあるかと思えますけど、この場では皆さん委員ということなのですよ、位置づけとしては。発言なさっていない方、2回目でもぜひ、言い忘れたということがあれば。

木 村：もうひとつ。何度も喋って申し訳ありません。私もいくつかの子ども食堂を見せていただいて、本村理事長のところにもお伺いしたのですが、「ほっとも」で少し感じたのはやはり、個別の各家庭のことに深く関わっていかないとなかなか改善をしていくというのは難しい部分もあると感じました。一方ではマスの問題があって、先ほど市長のご挨拶であったように、おそらく生保の捕捉率を上げていかないと、どうにもならない、20%しか生保が必要な家庭にかかっていないのかという問題はあるのですが、他方で、お金を渡せば良いのかという、やはりそうではなくて、各家庭に対して信頼関係を作りながら関わっていく、というケースワークをしていかなければ変わらない部分もあるのかというふうにも思いました。ちょっと児童相談所の仕事をしていて、児童相談所はそういう関わり方なので、そういう関わり方の中で少しずつ変わっていく部分というのが確かにあったので、そういう意味では例えば、子ども食堂をやる場合、「ほっとも」というような形がどこまで考えられるのか、ただ他方で、では「ほっとも」が1か所で、先ほどのお話だと10家庭くらいがせいぜいなわけで。それをいくつ作るのかという問題にもなるので、なかなか難しい問題があると思うのですが、やはり各家庭に深く関わっていくことで変わっていくところはあるし、そこから分かることもたくさんあるかと。おそらく深く関わっていけば、今おっしゃっていただいたスマホの必要性というのか、「なるほど、各家庭によって違うのだな。」ということも分かってくると思うものですから、そういう意味では、ケースワークというか各家庭に深く関わっていくようなやり方、アプローチ、他方でそこだけではどうにもならない部分もあるので、マスで施策を展開していかなければならない部分と両方ある気がしています。

阿 部：そうですね、多分「ほっとも」にいらしているようなご家庭が一番困難な世帯ですよ。でもある意味、生活保護にかかっているらっしゃるということで、そこにケースワークも入っているので、いろんな政策が、まだ支援が届いているご家庭だと思うのです。でもそのようなご家庭はやはり一番困窮度が高いので、様々な問題がすでに凝縮している。その下にマスの問題があって、そのご家庭では目に見えて何か問題が見えてこないかもしれないのですよね。ですけれども学校では、そこそこきちんとしているので、問題児として出てこないのですけれども、家では借金問題があるとか、ひとり親でお母さんが夜中の12時まで実は働いている、

だけど子どもは健気に家でじっとお留守番しているような、外からはまだ全然貧困の諸相が見えていない状況、でもかなり厳しい状況にあるご家庭というのもあるので、いろいろな支援も温度差をつけながらやっていかなくてはいけないかと感じています。貴重なご示唆ありがとうございます。他の方でいかがでしょうか。

大 島：企画部長の大島と申します。直接的に事業を持っているセクションではないのですが、子ども食堂の方を企画経営課の職員が行かせていただいています。本村さんのお話に出たように「ほっとも」もある意味、子ども食堂的な機能が今、先に立っていて、という印象をうけたのですが。ある意味、いろんなエリアで経験的に子ども食堂をやっている、「これ、いいね。」ということがあって、そういうことで子ども食堂というのが、広がりつつあるのかということを考えていました。

それから子どもの貧困率が16.3%ということなのですが、本村さんや学生さんからご紹介があった、家族をまるごとフォローが必要というか、貧困という家族の病理みたいな人が16.3%いるわけではないので、ある意味、児童手当だとか、医療費だとかの経済的支援があれば救われるという方が多いのかということも少し思ったりもしました。

あとそれからもう一点は、ここにいるメンバーというのは小学校、中学校が主だと思うのですが、高等学校中退だとか、大学へ進学した後、卒業した後の奨学金の返済だとか、そういった問題というのはかなり大きいという気もいたします。学校は義務教育であればどうにか行ける。でもその先は学習塾だとか、高等学校であれば私学だとか、都立高校だって義務教育のように行けませんので、あるいは大学進学となれば…というようなところはきっとあるのだろうと思いました。

話は戻るわけですが、いろんな意味で小さいうちに、例えば保育園だとか幼稚園というところで、気づきの中で予防的な対応が取れば、それが社会としては望ましい形なのかとは思いますが。でも日野に貧困があるということはもういろいろなところで見えてきていて、そのフォローというのは一筋縄ではいかないと、さっきお金で救われる部分もかなりあると言いましたけども、それだけでは救えない部分というのがあって、そこを救っていくというのは尋常なことではないのだという印象を持ちました。

阿 部：はい、ありがとうございます。おっしゃる通り、お金で救われるところもあるし、もうそれだけではどうにもならないような本当の困窮世帯もありというようなところと、あと乳幼児から高校以上まで含めて、かなり年齢層の広い支援というのが必要だというご意見だったと思います。確か、乳幼児のところはあまりまだ書かれていないのですが、自治体政策としては非常に大きなところではある。

はい、それではもしよろしければ次の議題で、「その他」というところに移りたい

と思います。ここでは事務局の方からご連絡があるということですので、事務局  
よろしく願いいたします。

中 川：はい、それでは最後に事務局より事務連絡をさせていただきます。今、お配りし  
ています書類は、マイナンバーの提供のお願いです。謝礼金等のお支払いにつ  
きまして、マイナンバーの収集が必要となります。封筒の中に書類等が入って  
おりますので、そちらをご覧くださいまして、次回の協議会の時で結構です  
ので、ご提出いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後に次回の日程です。9月に行う予定ですが、事務局で後日調整させて  
いただきまして、ご連絡をさせていただきます。よろしく願いいたします。  
以上でございます。

阿 部：はい、ありがとうございました。よろしいですか。

本日はこれで、第1回の日野市子どもの貧困対策協議会を閉会とさせて  
いただきたいと思います。本日は本当にすごい嵐になりそうな中、ご足  
労いただきありがとうございました。

各委員：ありがとうございました。お疲れ様でした。